

仕様書

1 業務名

支障木剪定業務（松尾松室緯28号線他）

2 業務の目的

下記業務範囲における支障木の剪定を行い、道路利用者の安全性・快適性を確保するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年8月15日まで

4 履行場所

京都市西京区松室中溝町 他地内

（一般市道 松尾松室緯28号線他）

5 業務範囲

「位置図」及び「現況写真」のとおり（別紙）

6 業務内容

- ・業務範囲内の樹木の剪定を実施すること。
- ・剪定した枝葉等は適切に処分すること。
- ・樹木の剪定に当たっては、剪定後の樹形のバランスに配慮すること。
- ・施工時期について、発注者と調整すること。

【特記事項】

- ・ 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- ・ 作業にあたっては、バスなどの通行の車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。
- ・ 道路使用許可に必要な規制図は作成の上、本市に提出すること。なお、許可申請は本市で実施する。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・ その他仕様については、京都市土木工事共通仕様書に準拠する。

7 支払条件

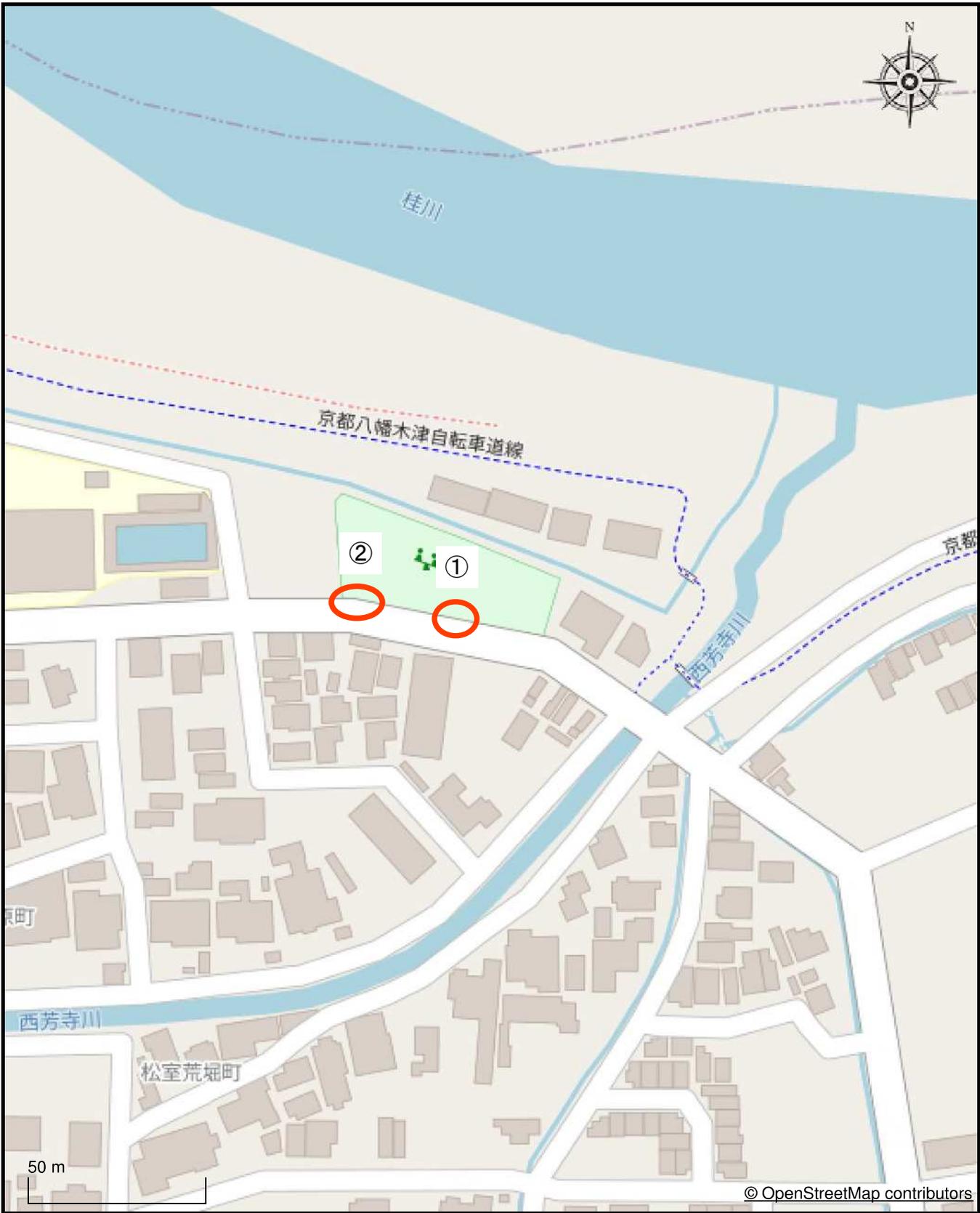
完了書類（※）の提出により業務の完了が確認できた後に、本業務に係る経費を支払う。

※完了書類：作業写真（着手前、作業時、完了時）

箇所図 1

135.691502,34.998225

135.694527,34.998225



135.691502,34.995127

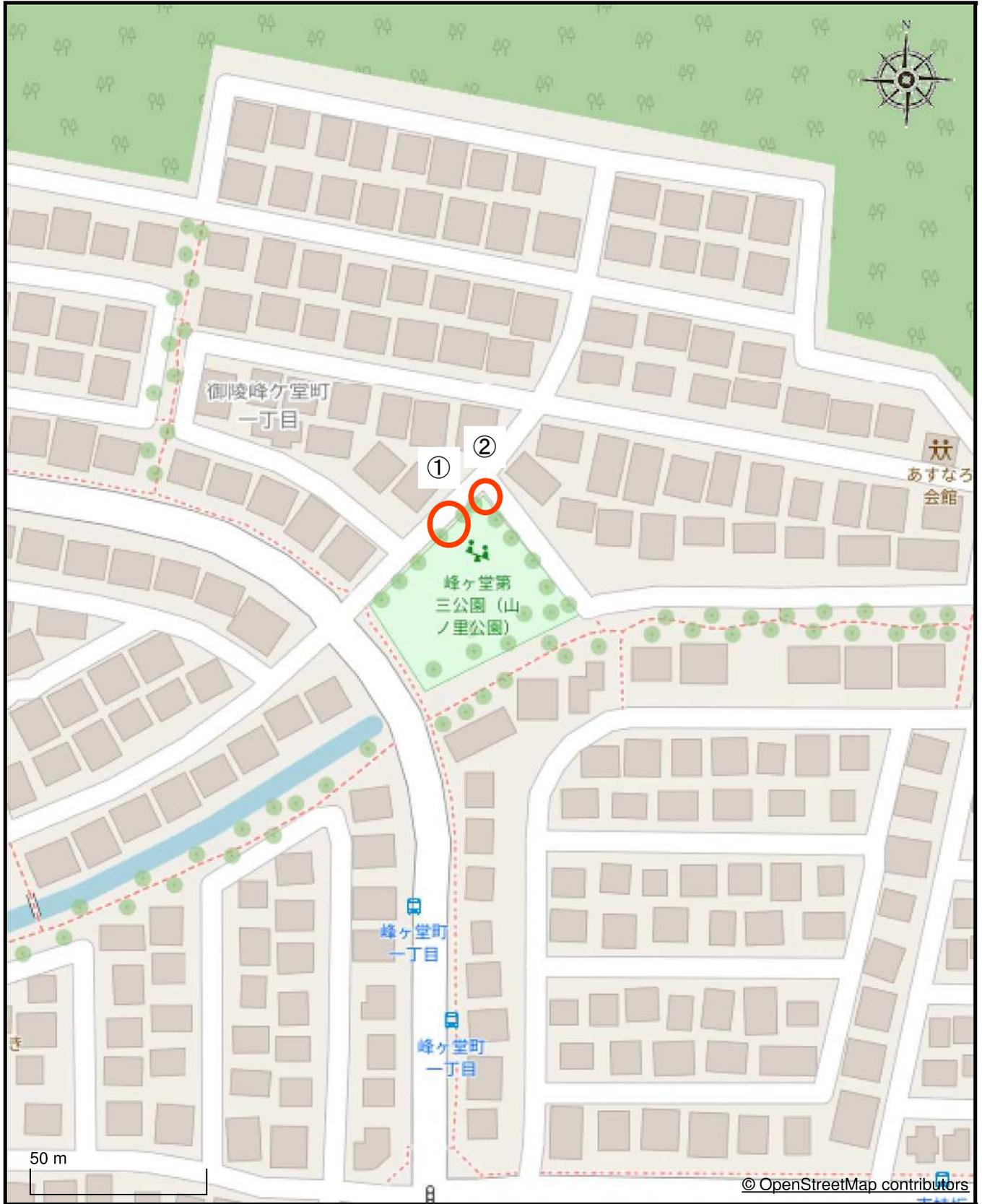
1 / 1500

135.694527,34.995127

箇所図 2

135.672356,34.987107

135.675380,34.987107



135.672356,34.984009

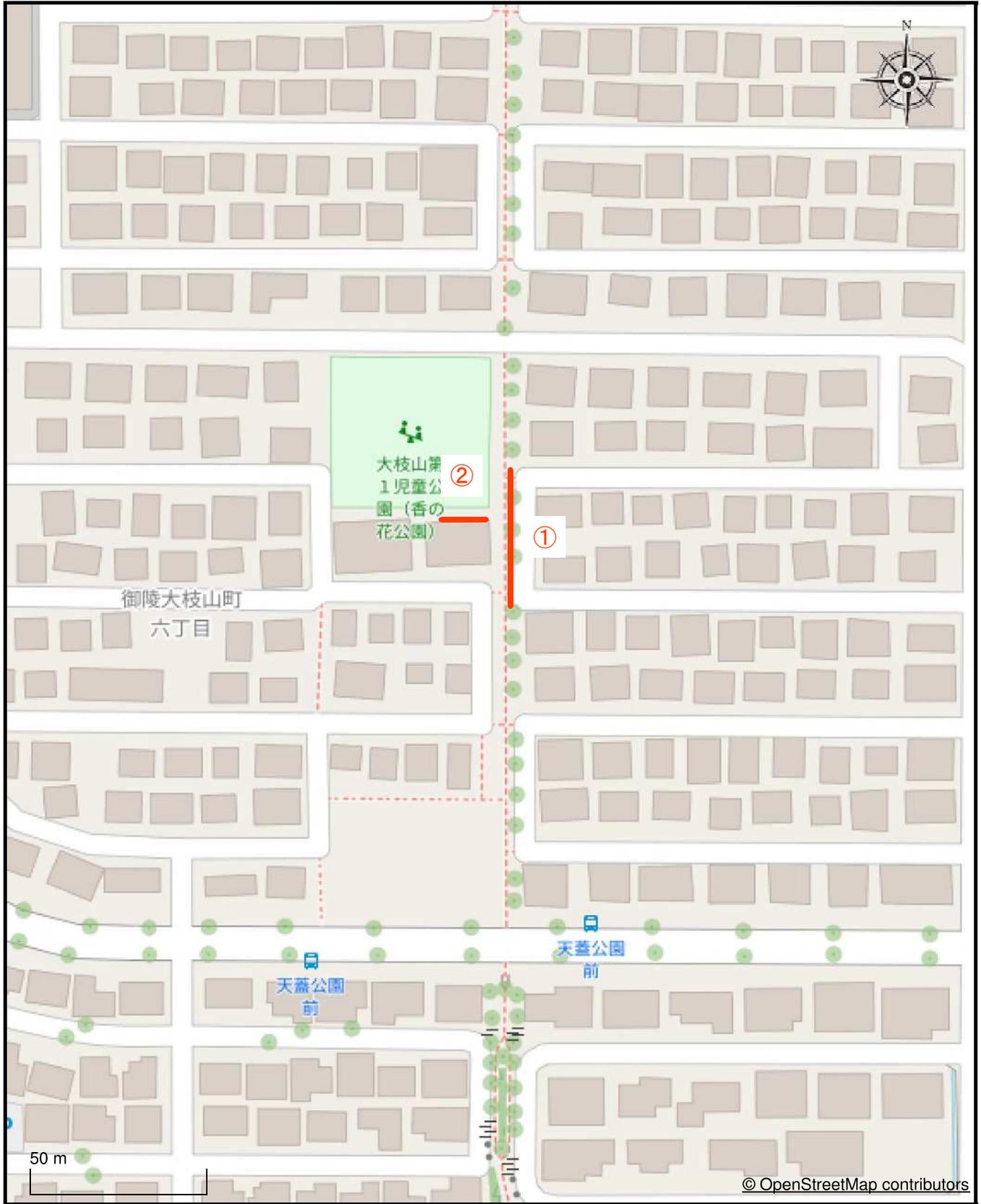
1 / 1500

135.675380,34.984009

箇所図 3

135.658736,34.984886

135.661760,34.984886



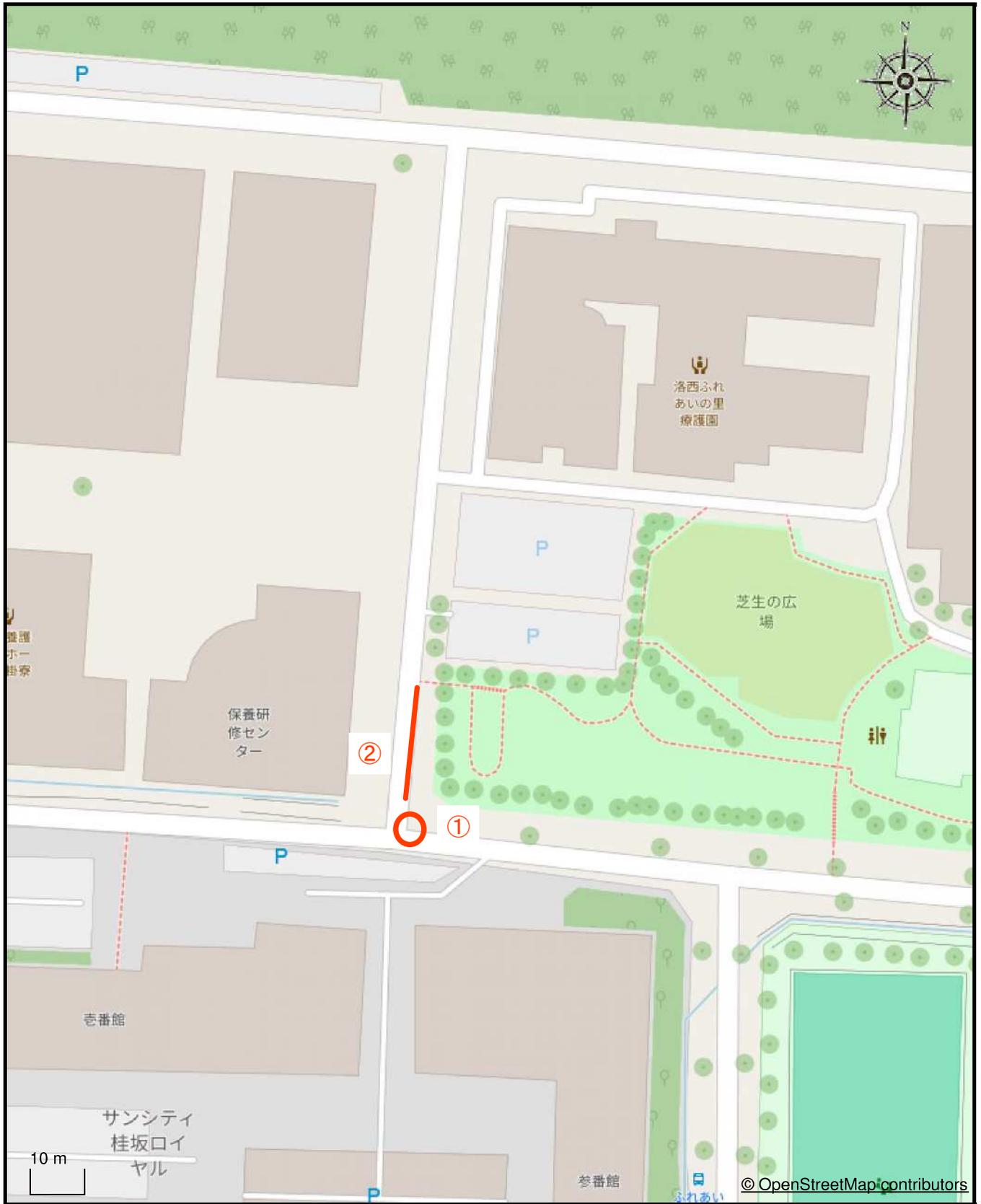
135.658736,34.981788

135.661760,34.981788

箇所図 4

135.654504,34.989431

135.656521,34.989431



135.654504,34.987365

1 / 1000

135.656521,34.987365



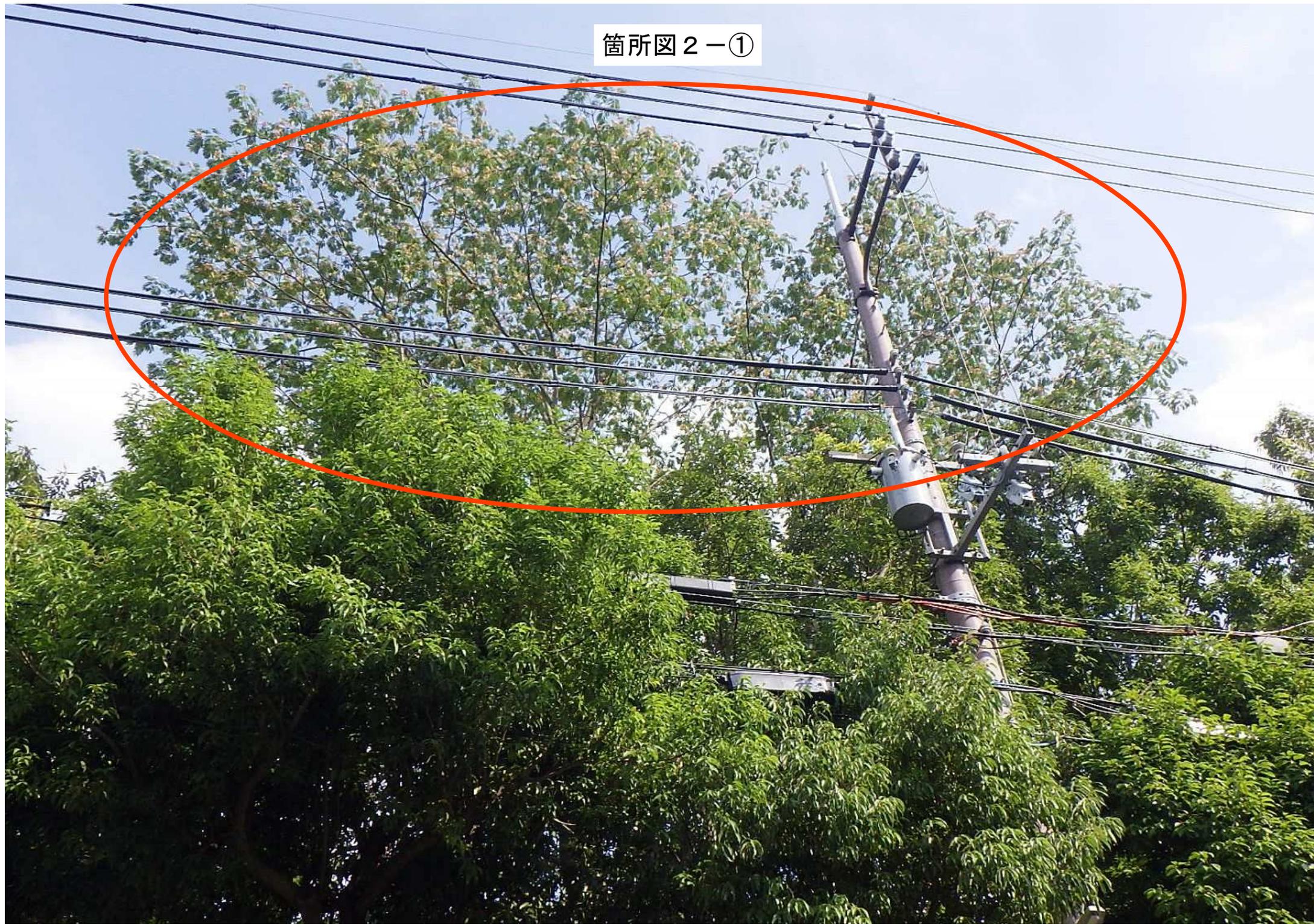
箇所図 1 - ②



箇所図 2 - ①



箇所図 2-①



箇所図 2-①



箇所図 2 - ②



箇所図 3 - ①



箇所図 3 - ②



箇所図 4-①



箇所図 4 - ②

